



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

19	公文書開示の実施状況の公表	(総務課)	1
20	個人情報の保護に関する法律の施行の状況及び個人情報保護条例の運用状況の公表	(〃)	2
21	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(介護サービス指導課)	3
22	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(〃)	3
23	介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退	(〃)	4
24	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	4
25	介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定	(〃)	4
26	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
27	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	5
28	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃)	5
29	〃	(〃)	5
30	保安林の指定の解除	(森林整備課)	5
31	保安林の指定施業要件変更予定	(〃)	5
32	保安林の指定施業要件の変更	(〃)	6
33	平成24年和歌山県告示第596号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	(水産振興課)	6
34	道路の供用開始	(道路保全課)	7
35	道路の区域変更	(〃)	7
36	道路の供用開始	(〃)	8
37	道路の区域変更	(〃)	8
38	道路の供用開始	(〃)	9
39	都市計画事業の事業計画の変更認可	(道路建設課)	9
40	河川法による除去した工作物の保管	(河川課)	9
41	更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習(座学)委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部)	10

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	13
---------------	---------------	----

○ 県議会に関する事項

* 和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	13
--	-------	----

告 示

和歌山県告示第19号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条第2項の規定に基づき、令和6年度における

る公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

開示請求の件数	決 定 件 数 等					
	開 示		非 開 示		取下げ	
	全部	部分	非開示情報	不存在		
4,414	2,987	1,097	179	79	1	71

2 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

開示申出の件数	処 理 状 況					
	開 示		非 開 示		取下げ	
	全部	部分	非開示情報	不存在		
43	25	14	0	2	0	2

3 審査請求の件数及びその処理状況

審査請求の件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
2 (21)	0	0 (2)	0 (12)	0	1 (2)	1 (5)

() の数字は、令和3年度から令和5年度までの審査請求であって、令和6年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第20号

和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年和歌山県条例第38号）第6条第2項の規定に基づき令和6年度における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行の状況を、同条例附則第4項及び第5項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「旧条例」という。）第60条第2項の規定に基づき同年度における旧条例の運用状況を、次のとおり公表する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 個人情報ファイル簿の件数

408件

2 保有個人情報の請求及び決定件数等

(1) 開示

開示請求書の 枚 数	決 定 件 数 等				
	開 示		不開示	取下げ	
	全 部	部 分			
84	6	68	13		1

(2) 訂正及び利用停止

訂正請求の 件 数	決定件数			利 用 停 止 請 求 の 件 数	決定件数			
	訂 正		不訂正		利 用 停 止		不利 用 停 止	
	全 部	部 分			全 部	部 分		
0	0	0	0	0	0	0	0	

3 審査請求の件数及びその処理状況

(1) 法適用分

審査請求の件数	処理状況					
	全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中
4 (9)	0 (1)	0	0 (5)	0	0 (2)	4 (1)

() の数字は、令和5年度の審査請求であって、令和6年度まで審査が及んだもの

(2) 旧条例適用分

審査請求の件数	処理状況					
	全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中
2 (5)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0	0	2

() の数字は、令和5年度の審査請求であって、令和6年度まで審査が及んだもの

4 行政機関等匿名加工情報の提案の件数及び処理状況

募集期間（令和6年9月11日～同年10月11日）

提案の件数	処理状況					
	適合			不適合	取下げ	
	提供済	手続中	契約申込なし			
0	0	0	0	0	0	0

和歌山県告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072400496	社会福祉法人神愛会	デイサービスセンター愛の園	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬316番地の56	通所介護	令和7.12.23

和歌山県告示第22号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072400124	社会福祉法人神愛会	社会福祉法人神愛会愛の園	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬316番地の56	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和7.12.23 令和7.12.23

和歌山県告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定に基づく指定介護老人福祉施設の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第93条の規定に基づき公示する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類	辞退年月日
3072400215	社会福祉法人神愛会	特別養護老人ホーム愛の園	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬316番地の56	介護老人福祉施設	令和7.12.23

和歌山県告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072401494	社会福祉法人三養福祉会	デイサービスセンター愛の園	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬316番56	通所介護	令和7.12.24	令和13.12.23

和歌山県告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条の規定に基づき公示する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072401510	社会福祉法人三養福祉会	特別養護老人ホーム愛の園	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬316番56	介護老人福祉施設	令和7.12.24	令和13.12.23

和歌山県告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072401510	社会福祉法人三養福祉会	特別養護老人ホーム愛の園	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬316番56	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和7.12.24 令和7.12.24	令和13.12.23 令和13.12.23

和歌山県告示第27号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050200 017	はぐ	海南市九品寺42-1	児童発達支援	株式会社ゆうベース	和歌山市本渡399番地4	令和8.1.1
			放課後等デイサービス			

和歌山県告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3010700 031	はまゆう介護	新宮市千穂一丁目3番19号	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	社会福祉法人 真福会	新宮市千穂一丁目3番19号	令和8.1.1

和歌山県告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410 407	チャレンジド白浜	西牟婁郡白浜町1821	就労選択支援	特定なし	株式会社チャレンジド白浜	西牟婁郡白浜町1821	令和8.1.1

和歌山県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町高池字江崎163の18
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第31号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33

条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第33号

平成24年和歌山県告示第596号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区域	区分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	田辺市上屋敷に住所又は根拠地を有する者が 総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行 う一本釣漁業を主とする漁業	戎一本釣

田辺市目良に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	田辺目良一本釣
田辺市目良に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業	田辺目良刺網
西牟婁郡白浜町日置に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	日置曳縄
田辺市芳養町に住所又は根拠地を有する者が行う機船船びき網漁業	芳養船びき網
田辺市芳養町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	芳養一本釣
田辺市江川に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	江川一本釣
田辺市芳養松原に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行うはえ縄漁業を主とする漁業	田辺はえ縄
西牟婁郡白浜町富田又は椿に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行うかつお一本釣漁業を主とする漁業	富田・椿かつお一本釣
漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうちすさみ曳縄、南紀第6、日高・田辺まき網、湊浦船びき網、富田・椿一本釣、戎一本釣、田辺目良一本釣、田辺目良刺網、日置曳縄、芳養船びき網、芳養一本釣、江川一本釣、田辺はえ縄及び富田・椿かつお一本釣加入区の区分に属さない漁業	和歌山南漁業協同組合 その他

和歌山県告示第34号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 宇久井港線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井字太唐地1058番17地先から同町大字宇久井字太唐地1058番5地先まで

供用開始の期日 令和8年1月16日

和歌山県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 海南金屋線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
海南省別所字寺田932番1地先から同市別所字相尾874番2地先まで	旧	10.16 82.77	1475.70	鏡石トンネル 別所橋 L=1138.58 L=47.50
同上	新	19.00 94.26	1475.70	鏡石トンネル 別所橋 L=1141.00 L=47.50

和歌山県告示第36号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南省別所字下ノ谷15番1地先から同市坂沢字赤松659番地先まで

供用開始の期日 令和8年1月18日

和歌山県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 海南金屋線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
有田郡有田川町大字上六川字下奥495番4地先から同町大字上六川字鹿路293番1地先まで	旧	9.38 59.62	2121.12	
同上	新	9.38 34.11	2121.12	上六川トンネル大橋 L=38.10 鏡石トンネル L=1426.00

和歌山県告示第38号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字上六川字下奥495番4地先から同町大字上六川字鹿路293番1地先まで

供用開始の期日 令和8年1月18日

和歌山県告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 施行者の名称

和歌山市

2 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・3・8号新和歌浦中之島紀三井寺線

和歌山都市計画道路事業3・3・12号今福神前線

3 事業施行期間

平成29年3月31日から令和9年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

和歌山県告示第40号

河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第75条第3項の規定により除却した工作物について、同条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用については、法第75条第9項の規定により、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の負担とする。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

整理番号	名称又は種類	形状又は特徴	数量
1	簾笥	木製	3

2	食器棚	木製	2
3	下駄箱	木製	1
4	化粧台	木製	1
5	箪笥	金属製	1
6	こたつ	木製	1
7	机	木製	2
8	冷蔵庫	金属製	2
9	テレビ	金属製	3
10	空調設備	金属製	2
11	洗濯機	金属製	1
12	掃除機	金属製	2
13	電気ストーブ	金属製	3
14	布団	布製	一式
15	炊飯器	金属製	1
16	照明器具	金属製	4
17	便器	陶器製	1
18	衣類	布製	一式
19	幼児用補助装置	プラスチック製	1
20	窓枠・サッシ	金属製	一式
21	木材	木製	一式
22	収納器具	プラスチック製	一式

2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

場所 和歌山市湊1115番地12

日時 令和7年9月4日(木)午前9時から午後2時30分まで

3 保管した工作物の保管を始めた日時及び保管場所

場所 和歌山市平尾358番地

日時 令和7年9月4日(木)午後2時30分から

4 保管した工作物を返還する場合の手続

令和8年3月3日までに、本人確認書類及び所有者等であることを証明する書類を持参の上、和歌山県海草振興局建設部管理保全第二課に申し出ること。

5 本件に関する問合せ先

和歌山市森小手穂227番地

和歌山県海草振興局建設部管理保全第二課(電話番号 073-488-6163)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する業務の名称等

（1）調達役務の名称

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務

（2）調達役務の内容等

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であり、かつ、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める者で、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- （1）自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- （2）自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- （3）和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- （4）国税及び都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がない者であること。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- （6）暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者のうちでその更生手続に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定を受けている者であること。
- （8）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者のうちその再生手続に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定を受けている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

（1）公安委員会へ提出する資格審査申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書（その1）

イ 事業経歴書（定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類（法人設立を証明する書類をいう。）を含む。）

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

- (イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目
カ 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書
キ 講習別に講習を行う者の氏名、生年月日及び有する資格の一覧表
- (2) 和歌山県へ提出する資格審査申請書類
(1) の資格審査申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。
ア 競争入札参加資格審査申請書（その2）
イ 誓約書
ウ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
エ 公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し
- (3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからウまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和8年1月16日（金）午後1時から同年3月18日（水）午後5時までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年1月16日（金）は午後1時から午後5時まで）の間、5の(1)のアに掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年1月16日（金）午後1時から同月26日（月）午後5時までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に對して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
なお、質問に對しては、原則として令和8年1月29日（木）までに回答するものとする。
- 4 資格審査申請書類の配布場所
5の(1)のアに同じ。
- 5 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間
(1) 公安委員会への資格審査申請
ア 提出場所
運転免許課
和歌山市西1番地
郵便番号 640-8524
電話番号 073-473-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-473-0110
メールアドレス e8404001@pref.wakayama.lg.jp
イ 提出期間
3の(1)に掲げる申請書類を、令和8年1月16日（金）から同年2月10日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年1月16日（金）は午後1時から午後5時まで）の間に、アに掲げる場所に提出すること。
なお、郵送による場合は、簡易書留郵便により令和8年2月10日（火）午後5時までにアに掲げる場所に必着させなければならない。
- (2) 和歌山県への資格審査申請
ア 提出場所
(1)のアに同じ。
イ 提出期間
3の(2)に掲げる申請書類を、(1)の資格審査申請の結果、公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から令和8年2月26日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、(1)のアに掲げる場所に提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留郵便により令和8年2月26日（木）午後5時までに（1）のアに掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査の結果通知

（1）5の（1）の結果通知

郵便により令和8年2月24日（火）までに通知する。

（2）5の（2）の結果通知

郵便により令和8年3月3日（火）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

ア 公安委員会への理由の説明の求め

令和8年3月5日（木）午後5時まで

イ 和歌山県への理由の説明の求め

令和8年3月12日（木）午後5時まで

（2）（1）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

（3）（1）のア及びイの求めに対する回答については、次に掲げるところにより、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

ア （1）のアに対する回答

令和8年3月10日（火）までに回答するものとする。

イ （1）のイに対する回答

令和8年3月17日（火）までに回答するものとする。

（4）（1）の書面の提出先は、5の（1）のアに掲げる場所とする。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

那智勝浦町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 都市計画の種類及び名称

那智勝浦都市計画道路（3・3・1号天満丹敷浦線）

那智勝浦都市計画道路（3・5・3号那智駅前線）

那智勝浦都市計画道路（3・5・6号勝浦丹敷浦線）

那智勝浦都市計画道路（3・6・11号神明去来潟線）

那智勝浦都市計画道路（3・6・12号天満駅下奥地道線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

県議会に関する事項

和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月16日

和歌山県議会議長 岩 田 弘 彦

和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したもの除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(17) 略</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したもの除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(17) 略</p>

別記第2号様式、別記第11号様式及び別記第17号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、令和8年6月14日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。